も、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、ぶどう、かき、バナナ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、パッションフルーツ、その他のスパイス、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するフェンチオンの量の限度並びにとうもろこし、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するプリミスルフロンメチルの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十四年十一月二日

厚生労働大臣　三井　辨雄

第1のAの6の⑴の表のカルプロパミドの項の次に次のように加える。

カルボキシン	
小麦	0.2ppm
大麦	0.2ppm
とうもろこし	0.2ppm
その他の穀類	0.2ppm
小豆類	0.2ppm
らっかせい	0.2ppm
たまねぎ	0.2ppm
未成熟いんげん	0.2ppm
えだまめ	0.2ppm
その他の野菜	0.2ppm
ぺにばなの種子	0.2ppm
綿実	0.2ppm
なたね	0.03ppm
牛の筋肉	0.05ppm
豚の筋肉	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
牛の脂肪	0.05ppm
豚の脂肪	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05ppm
牛の肝臓	0.1ppm
豚の肝臓	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1ppm
牛の腎臓	0.1ppm
豚の腎臓	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1ppm
牛の食用部分	0.1ppm
豚の食用部分	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1ppm
乳	0.05ppm

第1のAの6の⑴の表のシエノピラフェンの項を次のように改める。

シエノピラフェン	
その他のきく科野菜	10ppm
ピーマン	1ppm
なす	0.7ppm
きゅうり	1ppm
すいか	0.05ppm
メロン類果実	0.05ppm
みかん	2ppm
なつみかんの果実全体	2ppm
レモン	2ppm
オレンジ	2ppm
グレープフルーツ	2ppm
ライム	2ppm
その他のかんきつ類果実	2ppm
りんご	2ppm
日本なし	2ppm
西洋なし	2ppm
もも	0.1ppm
ネクタリン	1ppm
あんず	5ppm
すもも	0.2ppm
うめ	5ppm
おうとう	2ppm
いちご	3ppm
ぶどう	5ppm
茶	60ppm
その他のスパイス	15ppm

第1のAの6の⑴の表のジコホールの項の次に次のように加える。

ジチアノン	
だいこん類の根	0.05ppm
だいこん類の葉	0.3ppm
はくさい	0.5ppm
トマト	0.5ppm